

Title	大学において履修すべき図書館に関する科目の構成構造と展開の考察 : 司書養成教育のさらなる充実の視点から
Author	杉本, 節子 / 北, 克一
Citation	情報学. 5 巻 1 号
Issue Date	2008
ISSN	1349-4511
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学創造都市研究科情報学専攻
Description	
DOI	

Placed on: Osaka City University

大学において履修すべき図書館に関する科目の構成構造と展開の考察

— 司書養成教育のさらなる充実の視点から — A Study on Improving Library Education in Universities - A View Point for Further Enhancing Librarian Skills -

著者：杉本 節子[†]，北 克一^{††}
SUGIMOTO, Setsuko[†]，KITA Katsuichi^{††}

概要：平成 20 年 6 月 11 日、図書館法の改正が行われ、同法第 5 条第 1 項第 1 号に「大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目」を履修したものが司書となる資格を有する者となることが新たに規定された。これは、高度情報化社会において、情報基盤及びその上で提供される情報メディアの大きな環境変容に対応し、「これからの図書館像」を実現する視座からの変更である。

本稿では、司書養成教育に焦点をおき、「大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目」に準拠しつつ、一部に大学としての独自性を勘案し、その科目展開を考察するものである。

Summary :

Library Act was amended on 11th June 2008. It was newly provided to the Clause 1 in Section 1 of Article 5, that a graduate who has studied in college the subjects on library in accordance with the ordinance of Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT). The change was done from the viewpoint of realizing “future library” in order to tackle the big change of intelligence infrastructure and the information media derived from it. In this article are discussed the subjects, focusing on librarian training education, based on the subjects on library in accordance with the ordinance of MEXT, and taking identity of each college into consideration.

キーワード：司書養成教育、司書養成カリキュラム、司書課程、図書館に関する科目、文部省令科目、図書館法

Keywords: librarian education, librarian curriculum, Librarian course, library subjects, ordinance of MEXT, library act

1. はじめに

平成 20 年 6 月 11 日、図書館法の改正が行われ、同法第 5 条第 1 項第 1 号に「大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目」を履修したものが司書となる資格を有する者となることが、新たに規定された。平成 8 年 8 月 28 日の文部省（現文部科学省）による「図書館法(昭和 25 年法律第 25 号)第 6 条 2 項の規定に基づき、図書館法施行規則の一部を改正する省令」（文部

省令第 27 号)の公布—いわゆる省令科目の変更—以来の科目変更である。高度情報化社会において、情報基盤及びその上で提供される情報メディアの大きな環境変容に対応し、「これからの図書館像」を実現する視座からの変更である。

文部科学省生涯学習政策局社会教育課は、平成 21 年 1 月 16 日付けにて「これからの図書館のあり方検討協力者会議報告書（案）」を公開し、「意見募集」（パブリック・

[†] 相愛大学共通教育センター

^{††} 大阪市立大学大学院創造都市研究科兼
学術情報総合センター

コメント)を求めた¹⁾。

意見は41件が提出され、こうした点も受けて2月5日にこれからの図書館の在り方検討協力者会議が開催され、2月18日「司書資格取得のために大学において履修すべき科目のあり方について(報告)」(以降、「報告」)を公表した²⁾。今後「報告」に基づいた図書館法施行規則(省令)の案が公表される予定である。

なお、「報告」では、「3. 新たな図書館に関する科目・単位数の経過措置について」に「文部科学省令の公布から施行まで3年間程度の周知・準備期間を置くことが適当と考える。」との記述がある。文部科学省令がこの「報告」が示した方向性を是として施行されるのであれば、全面移行は平成24年度からとなる。

実際に筆者が文部科学省担当部局に問い合わせたところ、次の回答を得た。要約で示す⁴⁾。

- 1) 平成23年度までは現行の省令科目を基礎としたカリキュラムが原則である。
- 2) 平成23年度までに、前倒しにて新科目群へ移行する場合は、新カリキュラムを現行カリキュラムへと読み替えることになる。また、現行カリキュラムにない科目群は、大学のオプション科目・単位数を独自に課す形になる。
- 3) なお、平成24年4月以降の科目読み替えの考え方は、文部科学省令の附則、または通知の中で明らかにする予定である。

こうした考え方の筋道は、平成8年8月28日の文部省(現文部科学省)による「図書館法(昭和25年法律第25号)第6条2項の規定に基づき、図書館法施行規則の一部

を改正する省令」(文部省令第27号)の公布と、それによる次年度以降2年間の経過措置期間での新規カリキュラムへの移行体制とは、明らかに異質である。

前回の省令科目の変更は、原則は文部省(当時)委嘱司書講習科目の変更であり、それに依拠した形で開設されていた司書課程等のカリキュラムの連動移行であった。しかし、図書館法第5条第1項第1号に「大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目」を履修したものが司書となる資格を有する者となること、新たに規定されたことにより、新たに大学における科目の最低水準を規程しようとしている今回の省令改正では、主客が逆転しているからであろうか。

各大学に問われることは、第一には、平成22年度から平成24年度までのいずれの年度において、新カリキュラムへの移行を行うかである。教育的な見地からカリキュラム内容を吟味すれば、平成8年というインターネット黎明期における現カリキュラムよりも、今回の新カリキュラムのほうが、時代に適合した内容検討がなされていることは明らかである。ただし、実務的な問題点として、カリキュラムの新旧読み替え表の準備、一部旧カリキュラムの並行開講(専門資料論など)、現在の在校生への周知徹底や、科目数増加に対する教授会や経営の理解など大きな課題がある。

第二には、平成24年度以降の過年度生への逆の対応・対策が必要となる。

本稿では、図書館員養成教育のカリキュラム構成に焦点をおき、「大学において文部科学省で定める図書館に関する科目」(以下、「大学司書教育科目」と略)に準拠しつつ、

一部に大学としての独自性を勘案し、その科目展開を考察するものである。

2. 大学司書教育科目の関係構造

本章では、「これからの図書館の在り方検討協力者会議報告書(案)」(以下、「報告書(案)」と略)を対象に、その科目間の関係構造を読み解く。

報告書(案)は、現行の14科目20単位以上を13科目24単位以上(必須科目各2単位11科目、選択科目各自1単位2科目以上)とした。具体的には、必須科目を1)基礎科目、2)図書館サービスに関する科目、3)図書館情報資源に関する科目の3群とし、選択科目に1単位7科目を設け、内2科目2単位を選択とした。報告書(案)の「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目一覧[13科目24単位](別紙2)」からの抜粋で、その概要を表1に示す。

表1 大学において履修すべき図書館に関する科目一覧

大学において履修すべき図書館に関する科目		単位
基礎科目	生涯学習概論	2
	図書館概論	2
	図書館技術演習	2
	図書館制度・経営論	2
図書館サービスに対する科目	図書館サービス論	2
	情報サービス論	2
	情報サービス演習	2
図書館情報資源に対する科目	児童サービス論	2
	図書館情報資源概論	2
	情報資源組織論	2
2科目選択	情報資源組織演習	2
	図書館基礎特論	1
	図書館サービス特論	1
	図書館情報資源特論	1
	図書及び図書館史	1
	図書館施設論	1
	図書館総合演習	1
図書館実習	1	
13科目		24

報告書(案)本文では、司書養成科目の新しい展開がその背景認識とともに示されている。今回の「報告書(案)」の背景には次の2点が指摘できよう。

第一には、文部省生涯学習審議会教育文科審議会計画部会による『社会主事、学芸員および司書の養成、研修等の改善方策について』(以下、『改善方策』と略)⁵⁾である。『改善方策』では、本文において次のように司書養成科目の改善内容を提示している。少し長文になるが、引用で示す。

以上から、司書講習の養成内容を、次のように改善・充実することが適当である。

生涯学習時代における基本的養成内容として「生涯学習概論」を新設し、生涯学習及び社会教育の本質について理解を深める内容とする。

生涯学習社会における図書館という視点を重視して、「図書館経営論」を新設し、図書館の管理、運営等に関する内容により構成する。

今日の情報化社会に対応するため、「情報サービス概説」、「情報検索演習」を設置し、情報関係科目の充実を図る。

子どもの読書の振興にかんがみ、「児童サービス論」を設置し、充実を図る。図書館を取り巻く社会の変化に的確に対応できるよう「図書館特論」を新設し、図書館における今日的な諸課題に即応する内容により構成する。

選択科目を整理するとともに、必須科目を拡大する。

総単位数は、現行の一九単位から二〇単位以上に一単位増やす。

このように個々の科目名称等の変更などを捨象して科目展開を吟味すると、この『改善方策』の指針が貫かれていることが明確である。

第二には、報告書(案)本文で繰り返し述べているように、養成目的像には『これからの図書館像』⁶⁾において示された図書館サービスの姿を推進、発展させていく図書館員の基礎教育についての考え方が背後に見える。

しかし、この表1では「ねらい」や「内容」は一定程度把握できるものの、科目間の構造的な関係性が明確ではなく、科目相

互間の重複なども懸念がされる。

そこで、筆者達の授業実践とそこからの経験、討議に基づいた科目間の構造(試案)を以下に提示したい。この目的は、1)科目間の教育内容の重複整理、2)科目間の時系列な教育課程の探求、の2点にある。(図1参照)

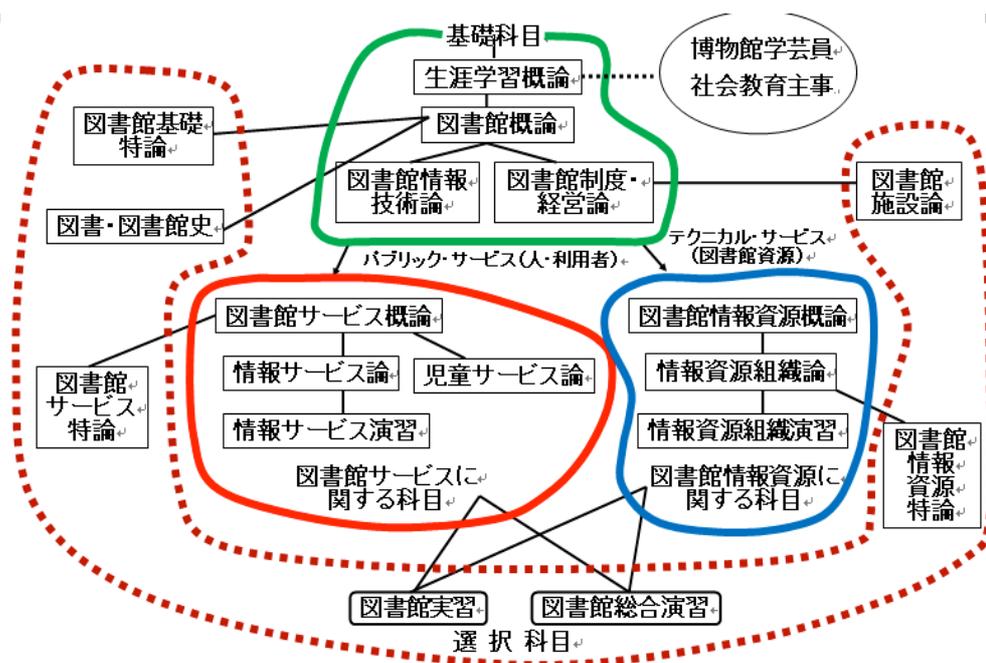


図1 司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目一覧構造化図

2.1 構造化図(試案)

図1の構造化図(試案)では、「大学司書教育科目」を「報告書(案)」に従い4区分としている。第一の κατηγοリーは、図書館に関する基礎科目群であり、第二の カテゴリ

ーは、図書館サービスに関する科目群である。第三は、図書館情報資源に関する科目群、第四は、選択(展開)科目群である。以下、1)各科目群間の関係性、2)各科目群内部での科目相互の関係性、の二つの視

点で検討を進めたい。

2.1.1 基礎科目群

基礎科目群は「大学司書教育科目」における基礎知識の学習科目であり、他の二つの必須科目群である図書館サービスに関する科目群、図書館情報資源に関する科目群への導入科目の位置づけを持つ科目群である。

基礎科目群は、1)生涯学習概論、2)図書館概論、3)図書館情報技術論、4)図書館制度・経営論の4科目(各2単位)で構成されている。ここで1)生涯学習概論は、先に触れた文部省生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会による『改善方策』の指針を受けたものであり、現代社会を生涯学習社会と捉える視点からの社会教育学分野の概論である。博物館学芸員、社会教育主事資格も共通する。

基礎科目において、2)図書館概論が実質的な図書館についての総論であり、4)図書館制度・経営論は従来の図書館経営論に「法制度についての内容を加えて」⁷⁾、科目名称の変更を行った科目である。概ねこの2科目が、基礎科目としての位置づけにあることは理解が行いやすい。

残る3)図書館情報技術論は、情報技術及び図書館と情報技術に焦点をおいたトピック科目である。ただし、「報告書(案)」の「別紙2」の科目例示を吟味すると、大きく2点の科目内容の展開が読み取れる。

1点目は、情報技術全般にかかる科目内容であり、次のものが対応している。

- ・コンピュータネットワークの基礎
- ・情報技術と社会
- ・データベースの仕組み

- ・検索エンジンの仕組み
- ・コンピュータシステムの管理

2点目は、図書館と情報技術関係の科目内容である。情報技術の図書館への応用展開とも考えられ、次のものが対応している。

- ・図書館における情報技術活用の現状
- ・図書館業務システムの仕組み
- ・電子資料の管理技術
- ・デジタルアーカイブ
- ・最新の情報技術と図書館

このように3)図書館情報技術論を二分して考察すると、当該科目は情報技術基礎＋情報技術の図書館への応用、と把握できよう。ただし実際の科目展開において、図書館情報学に軸足をおいた情報技術にも造詣が深い教育者や、情報技術に主軸があり図書館に対する理解も深い研究者などの人材要求において、適切な科目担当者の確保に工夫が必要であろう。場合によれば、両者の密接な連携でのオムニバス科目とすることも考慮の必要があろう。

2.1.2 図書館サービスに関する科目群

図書館サービスに関する科目群(各2単位)は、いわゆるパブリック・サービスにかかる科目群である。1)図書館サービス概論、2)情報サービス論、3)児童サービス論、4)情報サービス演習4科目(各2単位)で構成されている。

図1に示したように1)図書館サービス概論が当該科目群における総論の位置を占める。その下に講義科目である2)情報サービス論と演習科目である4)情報サービス演習

を配している。演習科目は、従来の「レファレンスサービス演習」、「情報検索演習」（各1単位）を統合したものである。単位数の加減はない。

3) 児童サービス論が、当該科目群の中では特異なトピック科目である。「児童(乳幼児からヤングアダルトまで)」というサービスを受ける受益者を対象として取り上げた科目である。単位は2単位と倍増している。子どもの読書活動推進に関する法律(平成13年12月法律第154号)や文字・活字文化振興法(平成17年7月法律第91号)を始めとして、学校図書館の図書整備計画推進⁸⁾や「こどもゆめ基金」⁹⁾など多くの読書活動推進施策の反映であろう。

ただし、公共図書館サービス¹⁰⁾の対象者は市民全般であることはいうまでもなく、一方では公共図書館を中心として障害者サービス、多文化サービス、高齢者サービスなどの実績も忘れてはならない。また、「課題解決型サービス」の展開例には、ビジネス情報支援サービス、行政情報支援サービス、健康情報支援サービスなどさまざまなサービス展開と工夫の報告が多くある¹¹⁾。科目展開としては、大学の特色、設置地域の特性等も勘案して、後述の選択科目群で工夫する課題であろう。

2.1.3 図書館情報資源に関する科目群

図書館情報資源に関する科目群は、いわゆるテクニカル・サービスにかかる科目群である。1) 図書館情報資源概論、2) 情報資源組織論、3) 情報資源組織演習 3科目(各2単位)で構成されている。図1に示したように 1) 図書館情報資源概論が当該科目群における総論の位置を占める。その下に講義課

目である 2) 情報資源組織論と演習科目である 3) 情報資源組織演習を配している。

2) 情報資源組織論及び 3) 情報資源組織演習は旧来の資料組織概説、資料組織演習の科目名変更である。

旧来の図書館資料論及び専門資料論が新科目図書館情報資源概論に統合され、当該科目群では実質1単位の減である。ただし、次に取り上げる選択科目群での工夫の余地があろう。

2.1.4 選択科目群

選択科目群は、各1単位科目が7科目提示された。上記までに取り上げてきた各科目群に内包する科目構造の「ユガミ」の補正や、大学司書教育科目としての発展的な内容をどう各大学での科目展開に取り入れるかが大きな課題となる。

各科目の内実を検討すると、1) 講義科目、2) 演習科目、3) 自由展開科目(筆者、仮称)に区分してみることが可能である(表2)。

表2 講義科目、演習科目、自由展開科目一覧

講義科目	図書・図書館史
	図書館施設論
演習科目	図書館総合演習
	図書館実習
自由展開科目	図書館基礎特論
	図書館サービス特論
	図書館情報資源特論

(1) 講義科目としては、次が配置されている。

- ・ 図書・図書館史
- ・ 図書館施設論

図書・図書館史は、現科目である図書及び図書館史を平行移動した科目である。科目の本来的意義は別として、現カリキュラムと今回の新カリキュラムとの年次進行、接合にはおおいに役立つ科目である。科目構造的には、基礎科目の図書館概論の展開科目と位置づけができよう。

図書館施設論は、基礎科目の制度・経営論の展開科目と位置づけができよう。地域サービス計画、建築・設備計画、その構成要素など広い守備範囲を持つ。図書館実務経験を持たない学生を対象とするので、科目内容への実感、興味をどのように引き出すのか、教育側の力量が問われる科目であろう。ただし、両科目共に従来より指摘のあった1単位での講義課目という課題を継続している。

(2) 演習科目群としては、次が配置されている。

- ・図書館総合演習
- ・図書館実習

共に新設科目である。その科目内実を「報告書(案)」の例示を手がかりに検討を進める。

図書館総合演習では、「少人数を対象に、研究指導や論文指導あるいは見学会・講演会等を組み合わせた総合的な学習を行う」とある。概ねワークショップやフィールドワークを組み合わせた課題研究科目と把握しておきたい。

図書館実習では「事前・事後学習の指導を受けながら図書館業務を経験する」とあるようにインターンシップ科目と考えられる。

両科目共に基礎ゼミ的な少人数教育、肌理細やかな教育フォローが必要とされると

思われ、司書教育科目受講生の員数との関係に一部の中・大規模校では選抜制や抽選制などの工夫を要しよう。

(3) 自由展開科目群(筆者、仮称)

自由展開科目群では、次が配置されている。

- ・図書館基礎特論
- ・図書館サービス特論
- ・図書館情報資源特論

共に「講義や演習を行う」とされており、科目の実施方法は自由である。

まず、図書館基礎特論は、図1に示したように基礎科目群の展開科目として把握されるもっとも自由度の高い科目と考えられる。

次の図書館サービス特論は、必須科目の図書館サービスに関する科目に対応しており、情報サービス概論—情報サービス論—情報サービス演習の系での特別講義や発展演習課目として設計ができよう。

他方、図書館サービス概論—児童サービス論の系での多様な図書館サービスをトピックとして取り上げる科目としても展開が可能である。例えば障害者サービス論、多文化サービス論などの利用者属性サービス論もあろうし、ビジネス支援サービスや医療・健康情報サービスなどのサービス属性内容も考えられる。科目開講大学の個性が発揮されるころであろう。

2.2 大学司書教育科目の具体化の留意点

本節では、科目間の時系列な教育課程の探求という視点から、大学司書教育科目の具体化についての留意事項を整理しておく

たい。論点は、1)科目提供の年次進行等の視点、2)現行科目の司書課程科目との接合と移行の視点、3)大学独自性の創意と工夫の観点である。

2.2.1 科目提供の年次進行等

昨今の大学生等の就職活動時期を勘案すると、標準的な科目修了は3回生時としたい。標準的な科目の年次配当としては概ね次のような進行となる。

なお、演習系科目は対応する講義科目を先行学習するように考慮する。

(1) 1年次配当科目

基礎科目群を配当する。生涯学習概論、図書館概論の両科目を前期に、図書館情報技術論、図書館制度・経営論を後期に配分する。特に前期に配置した生涯学習概論、図書館概論は、司書教育の全体導入のための概論科目と位置づけている。

(2) 2年次配当科目

図書館とは「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し」(図書館法第2条)に鑑みて前期には図書館情報資源に関する科目群を配置する。後期にはこうして収集、組織化された図書館情報資源を提供サービスする図書館サービスに関する科目群を主として配当する。

ただし時間割編成上、一部に繰り上げ開講や集中講義課目の配当も考えられる

(3) 3年次配当科目

3年次配当科目は、選択(展開)科目群である。具体的な科目やその内実等については、7科目の中での選択肢が多く考えられるので、具体的な案は、次章で所属大学でのカ

リキュラム案として、その創意と工夫と共に示す。

ただし、現行科目の司書課程科目との接合と移行の視点から図書・図書館史は開講しておきたい。

3. S大学での大学司書教育科目の展開(案)

前章での考察に基づき、創意と工夫を加味した上で、S大学での大学司書教育科目の展開(案)を表3に示す。

S大学では、現在の司書課程科目は2年間で習得できるようにしている。新旧のスムーズな移行を考慮して、S大学では、検討の結果、第2章と少し違う年次配当となった。

表3 S大学での大学司書教育科目の展開(案)

平成24年度から S大学開講予定科目		単位	配当 年度
基礎科目	生涯学習概論	2	1
	図書館概論	2	1
	図書館情報技術論	2	1
	図書館制度・経営論	2	2
	図書・図書館史	2	1
図書館 サービスに 関する科 目	図書館サービス概論	2	2
	情報サービス論	2	1
	児童サービス論	2	2
	情報サービス演習1 (データベース、デジ タル情報資源)	1	1
	情報サービス演習2 (参考資料)	1	2
図書館情 報資源に 関する科 目	図書館情報資源概論	2	2
	情報資源組織論1 (目録法)	2	1
	情報資源組織論2 (主題検索法)	2	1
	情報資源組織演習1 (目録法)	1	2
	情報資源組織演習2 (主題検索法)	1	2
選択科目 (いずれか2 つを選択)	図書館総合演習	2	3
	図書館実習	2	3
隔年開講	図書館基礎特論	2	3
	図書館サービス特論	2	3
	図書館情報資源特論	2	3
計	17~20科目	30~36単位	

3.1 1年次配当科目

基礎科目群のうち、1年次配当は、生涯学習概論、図書館概論、図書館情報技術論とする。

図書館概論を前期に配当し、導入教育の基礎講義と位置づける。なお、4月当初に司書課程説明会を開催し、大学司書教育科目の概要やその内容のオリエンテーション、図書館ツアー、見学等を前もって行い、受講者の主体的な学習意欲を喚起する。

図書館制度・経営論、図書館情報技術論は、その後の大学司書科目の学習への基礎的理解を涵養するが、S大学では教育図書館技術論を1年次に、図書館制度・経営論を2年次前期の配当とした。

その他、S大学の教職関係など他の科目との関係で、全学の2年次配当科目が多いため、図書館司書課程の1年次配当科目をさらに追加した。図書館情報資源に関する科目群から図書館資源組織論 1,2 及び、図書館サービスに関する科目群から情報サービス論を1年次配当とする。

情報資源組織論は目録法と主題索引等を扱っているが、この科目の理解は難しく、演習科目の基礎となるものであるため、情報資源組織論 1 (目録法・抄録法)、情報資源組織論 2 (主題索引法) として1年次配当とした。1年次科目とする理由は、情報資源組織論は、情報資源組織演習に先立って学習しておくべき必要からである。

また、情報サービス演習を情報サービス演習 1 (データベース、デジタル情報資源)、情報サービス演習 2 (参考資料等演習) とし、それぞれ半期開講としたが、2年次配当科目が多くなるため、情報サービス演習 1 も1年次配当とした。省令では選択 (発展) 科目である図書・図書館史は、S大学では共通教育科目として司書課程受講生以外でも取得でき、卒業単位に加算できる科目としていたために、図書・図書館史を必須科目とし、1年次前期開講とする。図書・図書館史を1年次の前期講義に配当したのは、1) 歴史科目であり、主として近代図書館の成立以降を扱うであろう図書館概論を補う科目としての位置づけ、2) 現行カリキュラム体制からのスムーズな移行、という2点

の考えからである。

3.2 2年次配当科目群

前期には、図書館情報資源に関する科目群から図書館情報資源概論を、図書館サービスに関する科目群から図書館サービス概論を配置する。また、前期講義科目として図書館情報資源概論を配当した。この科目は本来、1年次開講科目であるが、図書館資料組織論^{1,2}を1年次に開講したために2年前期開講とした。さらに、情報資源組織演習も情報資源組織演習1(目録、抄録等)、情報資源組織演習2(主題索引等)に分け、それぞれ前期・後期の半期開講とした。また、情報サービス演習2(参考資料等演習)を2年次開講とした。児童サービス論は2年次の後期科目の開講とする。

3.3 3年次配当科目

主として選択(展開)科目群を配する。各科目はS大学では2単位科目とし、教育内容の充実を図る。

前期には、図書館総合演習と図書館実習を選択科目として提供する。図書館総合演習では、課題研究やワークショップ、インターンシップなどを組み合わせる。本学独自のカリキュラム開発として図書館情報学関連大学院開催のワークショップへの準参加及び公開された学会等の研究会・ワークショップへの参加を企画している。この事前・事後指導の中で文献探索法、論文引用法、発表準備、発表演習、レポート・論文執筆法などもOJT形式で展開する。前期に配したのは、課題研究やワークショップなどのレポート課題完成などに夏期休み期間をあてることを眼目としたためである。

図書館実習では、S大学の位置する大阪市内を中心に、実際の図書館現場でのインターンシップを実施する。

また、講義課目として図書館サービス特論/図書館情報資源特論を隔年開講とし、意欲ある学生の学習姿勢に応えたい。

さらに、図書館基礎特論を後期開講とし、時代での話題となる図書館にとって重要なトピックを学習・研究する¹²⁾。

以上が、「報告書(案)」を基礎にS大学の科目展開を構想したものである。

なお、図書・図書館史は基礎科目(必須)としたため、選択科目から除いている。

3.4 新旧科目(現行→新カリキュラム)の対照

前節の新規科目開設と年次進行案とに鑑みて、S大学での新旧科目の対照を表4に示す。

新カリキュラムでは、基礎科目が図書・図書館史を含めると5科目10単位、図書館情報資源に関する科目5科目8単位、図書館サービスに関する科目5科目8単位、選択科目の最低取得2科目4単位/最高取得5科目10単位となる。全体では、最低取得17科目30単位/最高取得20科目36単位となる。移行はスムーズに行えると判断した。

次に、配当年度について整理しておく。従来は、2年間で全科目を取得することとしていたが、新科目では、選択科目を3年次の配当とした。1年次は基礎科目のほか、図書館サービス論、情報サービス概説、情報サービス演習1、図書館情報資源概説1、2を1年次配当とした。残りの図書館サービスに関する科目、図書館資料に関する科目を2年次の配当とした。1年次を多くし

た理由は、S 大学の特殊な理由かもしれないが、教職科目、共通科目等との関係のためである。

表4 S大学の新旧(現行→新カリキュラム)科目の対照表

S大学(現行科目)			平成24年度からS大学開講予定科目		
科目名	単位	配当年度	科目名	単位	配当年度
生涯学習概論	2	1	生涯学習概論	2	1
図書館概論	2	1	図書館概論	2	1
			基礎科目		
図書館経営論	2	1	図書館情報技術論	2	2
図書及び図書館史	2	1	図書館制度・経営論	2	2
図書館サービス論	2	1	図書・図書館史	2	2
情報サービス概説	2	2	図書館サービス概論	2	2
児童サービス論	2	2	情報サービス論	2	2
			図書館サービスに関する科目		
情報検索演習	2	1	児童サービス論	2	2
			情報サービス演習1(データベース、デジタル情報資源)	1	1
レファレンスサービス演習	2	1	情報サービス演習2(参考資料)	1	2
図書館資料論	2	2	図書館情報資源概論	2	2
資料組織概説	2	1	図書館情報資源に関する科目		
			情報資源組織論1(目録法)	2	1
資料組織演習1(目録法)	2	2	情報資源組織論2(主題検索法)	2	1
資料組織演習2(主題検索法)	2	2	情報資源組織演習1(目録法)	1	2
図書館資料特論(専門資料論+図書館特論)注1【新科目では廃止】	2	2	情報資源組織演習2(主題検索法)	1	2
14科目	28単位		選択科目(いずれか2つを選択)		
			図書館総合演習	2	3
			図書館実習	2	3
			図書館基礎特論	2	3
			隔年開講		
			図書館サービス特論	2	3
			図書館情報資源特論	2	3
			計	17~20科目	30~36単位

注1:ただし、平成24年度以降も「図書館資料特論」は、23年入学までの学生が、単位を取り終えるまで開講する。

4. S大学の現行科目と新カリキュラムの受講生の単位取得法

新カリキュラム開講を平成24年度と仮定し、平成22年~24年度は移行期間として考察する。

本学は前述のように、2年間で司書課程科目全てを取得できるシステムを取っている。スムーズに新旧が移行できるように、新カリキュラムの選択科目以外は2年間で取得できるようにした。

表5 S大学現行科目(21年度)、移行期(22年~23年度)、新カリキュラム(24年度)移行表

平成21年度 S大学現行科目			平成22～平成23年度 S大学移行期開講予定科目			平成24年度から S大学新カリキュラムとして 開講予定科目		
	単位	配当年度		単位	配当年度		単位	配当年度
生涯学習概論	2	1	生涯学習概論	2	1	生涯学習概論	2	1
図書館概論	2	1	図書館概論	2	1	図書館概論	2	1
			図書館情報技術論【22年度からオプション科目として追加】	2	1	基礎科目 図書館情報技術論	2	1
図書館経営論	2	1	図書館制度・経営論	2	2	図書館制度・経営論	2	2
図書及び図書館史	2	1	図書・図書館史	2	1	図書・図書館史	2	1
図書館サービス論	2	2	図書館サービス概論	2	2	図書館サービス概論	2	2
情報サービス概説	2	1	情報サービス論	2	1	情報サービス論	2	1
児童サービス論	2	2	児童サービス論	2	2	図書館サービスに関する科目 児童サービス論	2	2
情報検索演習	2	1	情報サービス演習1 (情報検索演習)	1	1	情報サービス演習1 (データベース、デジタル情報資源)	1	1
レファレンスサービス演習	2	1	情報サービス演習2 (レファレンスサービス演習)	1	2	情報サービス演習2 (参考資料)	1	2
図書館資料論	2	2	図書館情報資源概論	2	2	図書館情報資源概論	2	2
資料組織概説	2	1	情報資源組織論1(目録法) 【1と2に分ける】	2	1	図書館情報資源に関する科目 情報資源組織論1 (目録法)	2	1
			情報資源組織論2(主題検索法) 【1と2に分ける】	2	1	情報資源組織論2 (主題検索法)	2	1
資料組織演習1(目録法)	2	2	情報資源組織演習1(目録法)	1	2	情報資源組織演習1 (目録法)	1	2
資料組織演習2(主題検索法)	2	2	情報資源組織演習2(主題検索法)	1	2	情報資源組織演習2 (主題検索法)	1	2
図書館資料特論(専門資料論+図書館特論) 【新カリキュラムでは廃止】	2	2	図書館資料特論(専門資料論+図書館特論)注1 【新カリキュラムでは廃止】	2	2	図書館総合演習	2	3
14科目	28単位		16科目	28単位		図書館実習	2	3
						図書館基礎特論	2	3
						図書館サービス特論	2	3
						図書館情報資源特論	2	3
						計	17～20科目	30～36単位

注1:ただし、平成24年度以降も「図書館資料特論」は、23年入学までの学生が、単位を取り終えるまで開講する。

選択科目以外は、平成22年度から新カリキュラムと同じ科目名で担当するが、新旧の1年次の科目を比較すると、図書館情報技術論がオプション科目(司書課程の単位取得に関係のない科目)として追加されたのみで、他の科目については、生涯学習概論と図書館概論以外は科目名については変更が生じているが、科目内容はほぼ横移動である。すなわち、情報サービス概論→情報サービス論、情報検索演習→情報サービス演習1、資料組織概説→情報資源組織論1及び情報資源組織論2、図書及び図書館史→図書・図書館史である。

2年次科目の新旧を比較すると、児童サービス論は科目名も同じである。科目名は異なるが内容がほぼ同じ科目は、図書館経

営論→図書館制度・経営論、図書館サービス論→図書館サービス概論、レファレンスサービス演習→情報サービス演習2、図書館資料論→図書館情報資源概論、資料組織演習1→情報資源組織演習1、資料組織演習2→情報資源組織演習2である。

S大学の図書館資料特論は専門資料論と図書館特論に該当するが、省令の新カリキュラムでは2科目とも科目名が廃止されているため、S大学でも廃止する。

平成22年～23年度は移行期であるが、すべて新カリキュラム名で開設する。前述の図書館資料特論(現省令科目の専門資料論と図書館特論)は平成22～24年度まで開講し、平成23年度の入学生が、履修し終わるまで開講する。この科目以外はスムーズ

に現行カリキュラムから新カリキュラムへの移行を行うことができると思う。

また、平成 21 年度の入学生は、4 年次に選択科目群を希望すればオプション科目として受講できることができるようにしたいと考えている。

5. 全学共通基礎教育科目との接合

以上、大学司書教育科目の視座から、科目構成、標準年次科目配当を検討した。

一方、大学教育全体に共通することとして、全学共通基礎教育(リベラルアーツ教育)¹³⁾の強化の必要性が指摘されて久しい。そこで大学司書教育科目(いわゆる司書課程)を受講しない学生に対しても、全学共通基礎科目として受講可能な科目群の検討を行っておきたい。この検討においての「分水嶺」は、図書館ディペンデント科目ではなく、学生の情報リテラシー、メディアリテラシー等の涵養に資する科目という視座が必要だと考える。

最初に基礎科目では、生涯学習概論であろう。もともと大学司書教育科目に固有の科目ではなく、現代社会を生涯学習社会として位置づけた科目であり、学士課程修了後も不断の自己教育を必要とされる時代において基礎理解を助ける科目として有用性がある。

次に図書館サービスに関する科目からは、図書館サービス概論である。ただし、全学共通基礎科目とするなら、対象を図書館のみでなく、広く公文書館、博物館等の図書館類縁施設にも視野を広げることも必要であろう。

第 3 に、図書館資料に関する科目では、図書館情報資源概論があげられる。科目の

内実として出版・流通の類型や特質、ネットワーク情報資源の類型や特質と共に、情報メディアとコンテンツの関係やその社会的受容など情報メディア論的な側面も守備範囲となる。

最後に選択科目群では、図書・図書館史がある。近代印刷術、デジタル出版に至る版文化史や収集、保存の歴史的視点を学習することになる。

以上、仮にこの構想に従えば、大学司書教育科目から 4 科目 8 単位を全学共通基礎教育科目として提供を行うことになる。

なお、専門科目との接合、図書館情報学ゼミ等の開講も別途の課題として存在するが、これの実現には大学全体への説明と理解の浸透を要することであり、稿を改めたい。

さいごに

平成 20 年 6 月の図書館法改正に伴い、第 5 条第 1 項第 1 号に「大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目」を履修したものが司書となる資格を有する者となることが新たに規定された。

高度情報化社会において、情報基盤及びその上で提供される情報メディアの大きな環境変容に対応し、「これからの図書館」を実現する視座からの変更である。

本稿では、図書館員養成教育に焦点をおき、「大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目」に準拠しつつ、一部に大学としての独自性を勘案し、その科目展開と標準年次科目配当を考察した。

なお、本稿は科学研究費補助金(基盤研究(A))「情報専門職養成をめざした図書館情報学教育の再編成(研究代表者根本彰・東京大学

大学院教育学研究科教授)」(略称: LIPERII)における図書館情報学教育のコア科目研究の一環として行った調査研究グループの活動成果を、実際の大学における司書教育科目として展開考察をしたものである。共に討議を行った教員スタッフ、大学院生の諸氏に記して謝したい。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=18500036>
1 (確認: 2009-02-10)

また、寄せられた意見について『JLA メールマガジン 441 号』では次のように速報されている。図書館情報学教育や司養成教育に携わる大学教員等の意見が多いのは当然として、「司書等 5」が示す公共図書館界からの意見が少ない点が若干気になる。

◆図書館界ニュース

○司書科目についての協力者会議開かれる

これからの図書館の在り方検討協力者会議は2月5日会議を開き、「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館の在り方について・報告案」に対するパブリックコメントを検討、協議した。意見は合わせて41件提出され、学会・研究会などが3、大学が2、大学教職員25、司書等5などとなっている。

2) <2009/2/10 発信> JLA メールマガジン 第441号

司書科目についての協力者会議開かれる
これからの図書館の在り方検討協力者会議は2月5日会議を開き、「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館の在り方について・報告案」に対するパブリックコメントを検討、協議した。意見は合わせて41件提出され、学会・研究会などが3、大学が2、大学教職員25、司書等5などとなっている。意見は報告案全般、多岐にわたって出されている。今後同協力者会議は「報告」をまとめ、公表し、省令(施行規則)案に反映されることとなる。

3) <2009/2/25 発信> JLA メールマガジン 第443号

注)

1) 司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(これからの図書館の在り方検討協力者会議報告書)(案)」について(意見募集)

なお、意見募集は次の URL で公開された。

「大学における図書館に関する科目」についての協力者会議報告出される文部科学省令として公布される予定の「大学における図書館に関する科目」について検討してきた「これからの図書館の在り方検討協力者会議」は2月18日、報告書を公表した。報告案に対するパブリックコメントを受けた最終報告書である。今後これをもとにした図書館法施行規則（省令）の案が公表される予定である。

報告書は、「科目」は司書として「図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術を修得するもの」との基本的な考え方を示し、13科目24単位の内容を明らかにしている。その実施には3年程度の経過措置を採ること、司書講習は新科目・単位数に改めることのほか、図書館を専門領域とする専任教員の確保、養成水準の維持のための基準の検討などの課題を挙げている。

日本図書館協会は報告案に対するパブリックコメント募集の応え14項目の意見を出したが、何点かは反映されているようであるが、専任教員の「複数」配置については、「十分に確保することが重要である」との表現に止まっている。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/019/gaiyou/1243330.htm

(確認 2009-2-10)

⁴⁾ 電子メールでの問い合わせに対する文部科学省社会教育課からの回答。(2009年3月2日受理)。

⁵⁾ 文部省生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会による『社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について』1996.4.

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19960424001/t19960424001.html

(確認 2009-2-10)

⁶⁾ これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像—地域を支える情報拠点をめざして—(「これからの図書館の在り方検討協力者会議」報告書) 文部科学省, 2006.4.

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06040513.htm(確認 2009-02-10)

⁷⁾ 「報告書(案)」p.6.

⁸⁾ 文部科学省「2007年度からの学校図書館図書整備費、大幅増額(日本)」カレントアウェアネスポータル, 2007.3.6, [/current.ndl.go.jp/node/5484](http://current.ndl.go.jp/node/5484) (確認 2009-2-10)

・「年2百億円の完全実施を」全国書店新聞 4月11日号記事

<http://www.shoten.co.jp/nisho/bookstore/shinbun/view.asp?PageViewNo=5703> (確認 2009-2-10)

⁹⁾ 国立行政法人国立青少年教育研究機構「こどもゆめ基金」

<http://yumekikin.niye.go.jp/http://yumekikin.niye.go.jp/> (確認 2009-2-10)

¹⁰⁾ 図書館法は一般には地方公共団体等による条例設置の公立図書館に関する法として「理解」されているが、厳密には(1)総則、(2)公立図書館、(3)私立図書館等について規程した法規である。

本稿において取り上げた「司書及び司書補の資格」を規程する第5条2項「大学を卒業したもので大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したものは」、同法「第1章 総則」中の条項であり、「第2章 公立図書館」、「第3章 私立図書館」という各則全体に及ぶと条文構成上は考えられるので、本稿中では一般的な公共図書館という用語を使用した。

¹¹⁾ 『これからの図書館像-実践事例集-』
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/06040715.htm(確認

2009-2- 10)

¹²⁾ なお、図書館施設論は、S大学では現在のところ開講の予定はないが、将来に実施する場合は、科目の前半を講義とし、後半を学生の小グループ単位での課題研究型として、周辺の図書館未設置自治体での図書館新設企画や単一館しかない自治体での分館設置計画など、実践的課題に対して、行政施策として整合性のある実施トレーニングなどを課したいと考える。

¹³⁾ ローマ時代末期（5世紀後半～6世紀）に自由7科（septem artes liberales）として確立した。主として言語に関わる3学（trivium）と4科（quadrivium）に分けられる。3学は文芸、修辞学、論理学であり、4科は数論、幾何学、天文、音楽である。哲学はこの7科を統合するものとされた。

参考文献

1. 根本彰『情報基盤としての図書館』勁草書房，2002.
2. 根本彰『続・情報基盤としての図書館』勁草書房，2004.
3. 根本彰「日本の図書館司書養成とLIPERの新しい課題」『図書館雑誌』98(12), 2004. 12, pp. 895-897.
4. 三輪「ほか」「大学における司書・司書教諭の実態」『情報専門職の養成にむけた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究』（以下『LIPER報告』）平成15年度～平成17年度科学研究費補助金（紀番研究(A)）研究成果報告書、研究代表者上田修一、平成18年3月, p. 66.
5. 根本彰「2005年度全国図書館大会LIPERプロジェクトの概要と今後の方向づけ」『配布資料』『LIPER報告』p. 51.
6. 「III 公共図書館班 C 図書館情報学教育の改善に向けて」『LIPER報告』p. 10-11.
7. 文部科学省『これからの図書館像－実践事例集－』http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/0604071

5.htm（確認 2009-02-10）

8. 日本図書館協会「図書館資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目のあり方について（報告）に対する意見」
<http://www.jla.or.jp/kyoiku/index.html>（確認 2009-02-10）
9. 日本図書館協会「図書館法改正関係資料」
<http://www.jla.or.jp/tosyokanhou2008/index.html>（確認 2009-02-10）
10. 日本図書館協会企画調査部『図書館政策資料』12：図書館法改正資料，（社）日本図書館協会，2008.
11. 志保田部会長「省令科目 JLA 教育部会幹事案について」日本図書館協会図書館学教育部会「改正（予定）図書館法施行規則内に新設の〈大学における図書館に関する科目〉をめぐって」2008. 7. 19, 大阪
12. 志保田務「大学司書課程科目制定に対する図書館学教育部会としての取り組み（特集図書館法改正をめぐって）」『図書館雑誌』102(9) 2008, pp. 642-645.
13. 葉袋秀樹「これからの図書館の在り方検討協力者会議における「大学において履修すべき図書館に関する科目」に関する検討状況」『図書館雑誌』102(9) 2008, pp. 650-653.
14. 田村俊作・小川俊彦『公共図書館の論点整理』勁草書房，2008（図書館の現場7）
15. 日本図書館情報学会研究委員会編『変革期の時代の公共図書館：そのあり方と展望』勉誠出版，2008（図書館情報学のフロンティア8）
16. 栗原祐司「図書館法改正をめぐって」

-
- 『日本図書館協会図書館学教育部会会報
(以下、『会報』と略す)』第 84 号, pp. 5-7.
17. 「改正図書館法について」『図書館法改正関係資料』日本図書館協会 2008. 7,
pp. 1-10.
 18. 銭谷眞美「社会教育法等の一部改正する法律等の施行について (通知) 20 文科生第 167 号, 平成 20 年 6 月 11 日」同上, p. 17.
 19. 日本図書館協会「社会教育法等の一部改正する法律案の審議内容」同上,
pp. 18-68.
 20. 葉袋秀樹「大学において履修すべき図書館に関する科目の検討経過について」『会報』第 85 号, 2008. 9, pp. 1-3.
 21. 志保田務「JLA 図書館学教育部会案について」『会報』第 85 号, 2008. 9, p. 4-5.
 22. 柴田正美「大学において履修すべき図書館に関する科目について」『会報』第 85 号, 2008, pp. 6-7.
 23. 竹内比呂也「「大学における図書館に関する科目」についての日本図書館教育部会幹事会の考え方」『会報』第 85 号, 2008. 9,
pp. 9-10.
 24. 志保田務「大学司書課程科目制定に対する日図協図書館学教育部会としての取りくみ」『図書館雑誌』102(9)2008. 9,
pp. 642-645.
 25. 葉袋秀樹「これからの図書館の在り方検討協力者会議における「大学において履修すべき図書館に関する科目」に関する検討状況」『図書館雑誌』102(9)2008. 9,
pp. 650-653.
 26. 葉袋秀樹「『図書館に関する科目』の明確化に向けて」『会報』第 86 号, 2008. 12,
pp. 2-4.
 27. 根本彰「「大学における科目」と図書館情報学試験」『会報』第 86 号, 2008. 12,
pp. 13-16.
 28. 竹内比呂也「大学における図書館に関する科目」と教育部会一部会によせられた意見にもふれて」『会報』第 88 号,
2009. 2, pp. 1-3.
 29. 葉袋秀樹「「大学における図書館に関する科目」案の現段階」『会報』第 88 号,
2009. 2, pp. 4-6.